

藤沢市狭あい道路整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、後退地及び隅切地（以下「後退地等」という。）を確保し、これを整備し、もって都市機能の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又は市長がこれと同等と認める道をいう。
- (2) みなし境界線 建築基準法第42条第2項の規定により境界線とみなされる線又は前号の市長が同等と認めた道について建築基準法第42条第2項の例によった場合における当該道の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退地 狭あい道路とみなし境界線との間に存する土地をいう。
- (4) 隅切地 土地が角地である場合において、それぞれの道路の境界線（当該道路が狭あい道路である場合は、みなし境界線をいう。以下同じ。）の交点から、それぞれの道路の境界線に沿ってできる三角形の底辺（長辺）3メートルを標準としてできる囲まれた部分の土地をいう。
- (5) 後退工事 後退地等に存する物件を取り除き、道路としての使用が可能な状態にする工事をいう。
- (6) 補償適用条件 建物の建築行為を伴わず、工作物等に係る後退工事を行う場合をいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱は、国及び地方公共団体その他公法人の所有に係る後退地等については、適用しない。

(協議)

第4条 市長は、後退地等の所有者であって、当該後退地等を市に寄附し、売渡し又は無償で貸借させようとする者（以下「申出人」という。）があるときは、申出人に狭あい道路整備協議申出書（以下「協議申出書」という。）に別に定める書類を添えて提出させるものとする。

- 2 市長は、協議申出書が提出されたときは、当該申出に係る後退地等が別に定める基準を満たすものであるかを審査するとともに、当該後退地等の帰属、整備及び管理について申出人と協議するものとする。

(後退地等の取得手続き)

第5条 市長は、前条第2項に規定する協議の結果、後退地等を取得し、又は貸借することとした場合は、申出人と売買、寄附又は使用貸借（以下「売買等」という。）の契約を締結するものとする。

(登記等)

第6条 市長は、取得する後退地等の所有権移転登記を行うものとする。

(後退工事の施工及び境界の明示)

第7条 市長は、寄附又は売買若しくは使用貸借の契約により後退地等の引渡しを受けるときは、申出人に当該後退地等を更地とさせ、かつ、後退工事を完了させていなければならない。

2 前項の規定により引渡しを受けた後退地等について、市長は境界の明示を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 後退地等に係る測量、分筆及び所有権移転の登記手続に要する経費は、市長が負担するものとする。

(後退工事費等の補償)

第9条 市長は、第5条に規定する取得予定の後退地等において、補償適用条件を満たす場合、後退地等に存する門、塀、生垣等の後退工事に要する費用を補償するものとする。

この場合において、補償の対象となる物件及びその補償の額については、別に定める。

2 前項の補償を受けようとする申出人がある場合は、市長は、当該申出人に後退工事補償申請書に別に定める書類を添えて提出させなければならない。

3 前項の申請があった場合、市長はその内容を審査し、補償の要否を決定しなければならない。

4 市長から後退工事補償の決定を受けた申出人が後退工事を完了したときは、市長は、当該申出人に道路後退工事完了届を提出させ、当該後退工事を検査しなければならない。

5 市長は、後退地等の売買等の契約により、申出人に損失が生じるときは、当該損失を補償することができる。

6 前項の規定により損失を補償する場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の藤沢市狭あい道路整備要綱第9条第1項に基づく後退地等の協議の申出をしている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。